

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領現行・変更案対照表

は変更箇所

現 行	改 正 案														
<p>吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領</p> <p>1 趣旨</p> <p>この要領は、本市において、保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした、留守家庭児童育成室事業を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 業務概要</p> <p>(1) 業務名称及び業務実施場所</p> <table border="1" data-bbox="197 786 1106 1078"> <tr> <td data-bbox="197 786 253 882">①</td> <td data-bbox="253 786 1106 882">名称：吹田市立千二留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市松が丘町25番1号（吹田市立千里第二小学校内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 882 253 978">②</td> <td data-bbox="253 882 1106 978">名称：吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市江坂町3丁目13番1号（吹田市立江坂大池小学校内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 978 253 1078">③</td> <td data-bbox="253 978 1106 1078">名称：吹田市立青山台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市青山台2丁目5番1号（吹田市立青山台小学校内）</td> </tr> </table> <p>※ 上記の①、②及び③は個別の業務である。</p> <p>※ 複数の業務に1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。</p> <p>※ 応募に際しては、市へ事前に連絡の上、市が指定する日時において、応募する留守家庭児童育成室の見学会に必ず参加し、児童の様子等の観察や指導員へ</p>	①	名称：吹田市立千二留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市松が丘町25番1号（吹田市立千里第二小学校内）	②	名称：吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市江坂町3丁目13番1号（吹田市立江坂大池小学校内）	③	名称：吹田市立青山台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市青山台2丁目5番1号（吹田市立青山台小学校内）	<p>吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領</p> <p>1 趣旨</p> <p>この要領は、本市において、保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした、留守家庭児童育成室事業を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 業務概要</p> <p>(1) 業務名称及び業務実施場所</p> <table border="1" data-bbox="1196 786 2107 1177"> <tr> <td data-bbox="1196 786 1252 882">①</td> <td data-bbox="1252 786 2107 882">名称：吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市江坂町2丁目5番1号（吹田市立豊津第二小学校内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 882 1252 978">②</td> <td data-bbox="1252 882 2107 978">名称：吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市千里丘西9番1号（吹田市立南山田小学校内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 978 1252 1078">③</td> <td data-bbox="1252 978 2107 1078">名称：吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市佐竹台4丁目12番1号（吹田市立佐竹台小学校内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 1078 1252 1177">④</td> <td data-bbox="1252 1078 2107 1177">名称：吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市津雲台4丁目7番1号（吹田市立津雲台小学校内）</td> </tr> </table> <p>※ 上記の①から④まではそれぞれ個別の業務である。</p> <p>※ 複数の業務に1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。</p> <p>※ 応募に際しては、市へ事前に連絡の上、市が指定する日時において、応募する留守家庭児童育成室の見学会に必ず参加し、児童の様子等の観察や指導員へ</p>	①	名称：吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市江坂町2丁目5番1号（吹田市立豊津第二小学校内）	②	名称：吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市千里丘西9番1号（吹田市立南山田小学校内）	③	名称：吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市佐竹台4丁目12番1号（吹田市立佐竹台小学校内）	④	名称：吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市津雲台4丁目7番1号（吹田市立津雲台小学校内）
①	名称：吹田市立千二留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市松が丘町25番1号（吹田市立千里第二小学校内）														
②	名称：吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市江坂町3丁目13番1号（吹田市立江坂大池小学校内）														
③	名称：吹田市立青山台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市青山台2丁目5番1号（吹田市立青山台小学校内）														
①	名称：吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市江坂町2丁目5番1号（吹田市立豊津第二小学校内）														
②	名称：吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市千里丘西9番1号（吹田市立南山田小学校内）														
③	名称：吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市佐竹台4丁目12番1号（吹田市立佐竹台小学校内）														
④	名称：吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市津雲台4丁目7番1号（吹田市立津雲台小学校内）														

の質疑等を行って、運営状況を把握しておくこと。

(2) 規模

現時点の運営予定支援の単位（小学校の普通教室相当）は下記のとおり。

なお、入室児童数に応じて、支援の単位数は変動する場合がある。

- ① 吹田市立千二留守家庭児童育成室運営業務 7室予定
- ② 吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室運営業務 3室予定
- ③ 吹田市立青山台留守家庭児童育成室運営業務 2室予定

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（令和5年10月から6か月の期間内に、引継ぎを含めた合同保育を実施）

(4) 業務内容

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務共通仕様書（令和5年4月18日付け、以下「仕様書」という。）による。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を行うものとする。）

3 業務準備期間及び契約の締結等

(1) 委託契約予定事業者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）

は委託業務開始日までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、指導員確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うものとする。なお、準備期間に要する費用は選定事業者の負担とする。

(2) 引継ぎを含めた合同保育（以下「引継保育」という。）

ア 選定事業者は本事業の実施のために、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定（以下「連携協定」という。）を、選定事業者決定後速やかに締結すること。

の質疑等を行って、運営状況を把握しておくこと。

(2) 規模

現時点の運営予定支援の単位（小学校の普通教室相当）は下記のとおり。

なお、入室児童数に応じて、支援の単位数は変動する場合がある。

- ① 吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務 4室予定
- ② 吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務 5室予定
- ③ 吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務 4室予定
- ④ 吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務 4室予定

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（令和6年10月から6か月の期間内に、引継ぎを含めた合同保育を実施）

(4) 業務内容

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務共通仕様書（令和6年4月●日付け、以下「仕様書」という。）による。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を行うものとする。）

3 業務準備期間及び契約の締結等

(1) 委託契約予定事業者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）

は委託業務開始日までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、指導員確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うものとする。なお、準備期間に要する費用は選定事業者の負担とする。

(2) 引継ぎを含めた合同保育（以下「引継保育」という。）

ア 選定事業者は本事業の実施のために、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定（以下「連携協定」という。）を、選定事業者決定後速やかに締結すること。

イ 選定事業者は、連携協定に基づいて、当該留守家庭児童育成室において、市と協議の上、引継保育を実施すること。実施に当たっては、本市で定める別紙「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託における引継保育補助金交付要領」（以下「補助金交付要領」という。）を参照すること。

また、引継保育に係る補助金の上限額は本要領の5（1）のとおりとする。

ウ 引継保育は、指導員と児童との関係づくりに主眼を置き、積極的に児童とコミュニケーションを図り、児童の性格、特徴等の把握に努めること。特に、配慮を要する児童（障がい等を有する児童や医療的ケアが必要な児童）等、環境の変化や他者との関係づくりが苦手な児童については、1対1で保育を行う等、十分な時間をかけ、信頼関係を構築すること。

また、保護者の意見やこれまでの保育記録にも留意すること。

エ 引継保育は、令和6年3月末までの間に、支援の単位当たり20日以上（小学校の授業のある日だけではなく授業のない日も経験すること。）かつ延べ80時間以上行うこととし、その期間の半数以上は、有資格者^{※1}又は実務経験者^{※2}を配置して行うこと。

※1 有資格者・・・「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年吹田市条例第35号）の規定に基づく資格要件を満たす者をいう。

※2 実務経験者・・・放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者又は保育園等で保育士若しくは小学校又は幼稚園等で教員の勤務経験を2年以上有する者をいう。

オ 引継保育は、実施状況を市と随時確認しながら、上記ウの内容が充足されるように行うこと。

(3) 契約は、市が2月中旬を目途に確定する委託業務開始当初の入室児童見込数、運営すべき教室数及び個別の支援を要する障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する職員数、並びに引継保育の実施状況を踏まえた上で、委託業務開始

イ 選定事業者は、連携協定に基づいて、当該留守家庭児童育成室において、市と協議の上、引継保育を実施すること。実施に当たっては、本市で定める別紙「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託における引継保育補助金交付要領」（以下「補助金交付要領」という。）を参照すること。

また、引継保育に係る補助金の上限額は本要領の5（1）のとおりとする。

ウ 引継保育は、指導員と児童との関係づくりに主眼を置き、積極的に児童とコミュニケーションを図り、児童の性格、特徴等の把握に努めること。特に、配慮を要する児童（障がい等を有する児童や医療的ケアが必要な児童）等、環境の変化や他者との関係づくりが苦手な児童については、1対1で保育を行う等、十分な時間をかけ、信頼関係を構築すること。

また、保護者の意見やこれまでの保育記録にも留意すること。

エ 引継保育は、令和7年3月末までの間に、支援の単位当たり20日以上（小学校の授業のある日だけではなく授業のない日も経験すること。）かつ延べ80時間以上行うこととし、その期間の半数以上は、有資格者^{※1}又は実務経験者^{※2}を配置して行うこと。

※1 有資格者・・・「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年吹田市条例第35号）の規定に基づく資格要件を満たす者をいう。

※2 実務経験者・・・放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者又は保育園等で保育士若しくは小学校又は幼稚園等で教員の勤務経験を2年以上有する者をいう。

オ 引継保育は、実施状況を市と随時確認しながら、上記ウの内容が充足されるように行うこと。

(3) 契約は、市が2月中旬を目途に確定する委託業務開始当初の入室児童見込数、運営すべき教室数及び個別の支援を要する障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する職員数、並びに引継保育の実施状況を踏まえた上で、委託業務開始

までに締結するものとする。

(4) 契約の保証

委託契約の締結に当たっては、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条及び第114条第3号の規定に基づき、契約締結日までに、委託料の年額相当額の100分の5以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となる。

ただし、同規則第113条第3項の規定に該当するときは、申請により契約保証金を減額し、同規則第115条第9号の規定に該当すると認められるときは、契約保証金を免除する。

までに締結するものとする。

(4) 契約の保証

委託契約の締結に当たっては、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条及び第114条第3号の規定に基づき、契約締結日までに、委託料の年額相当額の100分の5以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となる。

ただし、同規則第113条第3項の規定に該当するときは、申請により契約保証金を減額し、同規則第115条第9号の規定に該当すると認められるときは、契約保証金を免除する。

4 参加（応募）資格要件

次の（1）から（5）の全ての要件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

- ア 法人であること。
- イ 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。

(2) 次のいずれかの事業の運営実績を有すること。

- ア 児童の保育又は教育の分野に係る事業
（保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園等）
- イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業
（児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業等）
- ウ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業
（青少年活動団体等）

(3) 打合せ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打合せや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

(4) 応募する留守家庭児童育成室の見学会に参加していること。

4 参加（応募）資格要件

次の（1）から（5）の全ての要件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

- ア 法人であること。
- イ 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。

(2) 次のいずれかの事業の運営実績を有すること。

- ア 児童の保育又は教育の分野に係る事業
（保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園等）
- イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業
（児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業等）
- ウ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業
（青少年活動団体等）

(3) 打合せ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打合せや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

(4) 応募する留守家庭児童育成室の見学会に参加していること。

(5) その他

- ア 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ウ 過去5年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。
- エ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

5 引継保育に係る補助金

(1) 引継保育に係る補助金の上限額については、次のとおりとする。

- ア 支援の単位ごとに、基準日数及び時間の両方を満たす引継保育に対して、基準に応じ、補助金上限額の範囲内において補助するものとする。
- イ 支援の単位当たり20日以上かつ延べ80時間以上に、選定事業者が引継保育を必要とする場合で、市に要請があった場合は、補助金交付要領のとおりの上限額範囲内において補助するものとする。

(2) 対象育成室と支援の単位数（見込）

本要領2（2）のとおり

(3) 引継保育に係る補助金額の決定

引継保育に係る補助金額は、提出された収支計画書の金額をもとに、再度交付

(5) その他

- ア 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ウ 過去5年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。
- エ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

5 引継保育に係る補助金

(1) 引継保育に係る補助金の上限額については、次のとおりとする。

- ア 支援の単位ごとに、基準日数及び時間の両方を満たす引継保育に対して、基準に応じ、補助金上限額の範囲内において補助するものとする。
- イ 支援の単位当たり20日以上かつ延べ80時間以上に、選定事業者が引継保育を必要とする場合で、市に要請があった場合は、補助金交付要領のとおりの上限額範囲内において補助するものとする。

(2) 対象育成室と支援の単位数（見込）

本要領2（2）のとおり

(3) 引継保育に係る補助金額の決定

引継保育に係る補助金額は、提出された収支計画書の金額をもとに、再度交付

申請書を受領して交付決定を行い、引継保育完了後、実績報告に基づき補助金額を確定する。

※引継保育に係る補助金に関する詳細については、別紙補助金交付要領を参照。

6 委託料（見積上限額）

(1) 基本となる運営委託料の上限額

運営委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。

※引継保育に係る補助金については本要領の5を参照のこと。

ア 令和6年度当初、運営すべき教室数が7室運営を予定する業務

「吹田市立千二留守家庭児童育成室運営業務」 176,190,000円

(非課税)

<内訳> 令和6年度 58,730,000円
 令和7年度 58,730,000円
 令和8年度 58,730,000円
 合計 176,190,000円

イ 令和6年度当初、運営すべき教室数が3室運営を予定する業務

「吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室運営業務」 75,510,000円

(非課税)

<内訳> 令和6年度 25,170,000円
 令和7年度 25,170,000円
 令和8年度 25,170,000円
 合計 75,510,000円

ウ 令和6年度当初、運営すべき教室数が2室運営を予定する業務

※令和7年度から3室運営になる見込み。

「吹田市立青山台留守家庭児童育成室運営業務」 67,120,000円

申請書を受領して交付決定を行い、引継保育完了後、実績報告に基づき補助金額を確定する。

※引継保育に係る補助金に関する詳細については、別紙補助金交付要領を参照。

6 委託料（見積上限額）

(1) 基本となる運営委託料の上限額

運営委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。

※引継保育に係る補助金については本要領の5を参照のこと。

ア 令和7年度当初、運営すべき教室数が4室運営を予定する業務

「吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務」 112,580,000円

(非課税)

令和9年度から5室運営になる見込み。

<内訳> 令和7年度 34,640,000円
 令和8年度 34,640,000円
 令和9年度 43,300,000円
 合計 112,580,000円

イ 令和7年度当初、運営すべき教室数が5室運営を予定する業務

「吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務」 129,900,000円

(非課税)

<内訳> 令和7年度 43,300,000円
 令和8年度 43,300,000円
 令和9年度 43,300,000円
 合計 129,900,000円

ウ 令和7年度当初、運営すべき教室数が4室運営を予定する業務

「吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務」 103,920,000円

(非課税)

〈内訳〉	令和6年度	16,780,000円
	令和7年度	25,170,000円
	令和8年度	25,170,000円
	合計	67,120,000円

※消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号の規定に基づき非課税

(2) 個別の支援を要する障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する1名当たりの上限額

3,350,000円（非課税）／年間（12か月分として）

基本となる委託料に加算するものとする。

(3) 委託料の決定

ア 提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積りを徴取し契約を締結する。

イ 個別の支援を要する障がい等を有する児童の受入れにより、業務量の増大が認められる場合は、本要領の6(2)に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積りを徴取して契約を締結する。

ウ 令和6年度当初以降において、運営すべき支援の単位数ないし個別の支援を要する障がい等を有する児童が増減する場合は、協議の上、都度変更契約を締

(非課税)

〈内訳〉	令和7年度	34,640,000円
	令和8年度	34,640,000円
	令和9年度	34,640,000円
	合計	103,920,000円

エ 令和7年度当初、運営すべき教室数が4室運営を予定する業務

「吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務」 103,920,000円

(非課税)

〈内訳〉	令和7年度	34,640,000円
	令和8年度	34,640,000円
	令和9年度	34,640,000円
	合計	103,920,000円

※消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号の規定に基づき非課税

(2) 個別の支援を要する障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する1名当たりの上限額

3,350,000円（非課税）／年間（12か月分として）

基本となる委託料に加算するものとする。

(3) 委託料の決定

ア 提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積りを徴取し契約を締結する。

イ 個別の支援を要する障がい等を有する児童の受入れにより、業務量の増大が認められる場合は、本要領の6(2)に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積りを徴取して契約を締結する。

ウ 令和7年度当初以降において、運営すべき支援の単位数ないし個別の支援を要する障がい等を有する児童が増減する場合は、協議の上、都度変更契約を締

結する。

(4) 委託料の支払時期

委託料の支払は、月払とする。

受託者は当月分をその月末以降に請求し、市は請求日から30日以内に支払うものとする。

7 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式

収支計画書が見積上限額を超えないものについて、提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングに対して評価を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準Ⅰ【一次審査用】」（別紙）に基づいて評価、採点して、出席委員の半数以上から650点以上の採点合計を獲得した事業者を二次審査の対象者として選定する。ただし、選定事業者が3者を超える場合には、1位と順位付けした委員数が多い事業者を上位とし、上位3位までの事業者を対象者として選定し、3位が同数となった場合は、複数通過も可とする。なお、1位と順位付けした委員数で選定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として選定する。2位と順位付けした委員数でも選定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として選定する。いずれの方法でも選定できない場合は、委員会による合議又は多数決により選定する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーシ

結する。

(4) 委託料の支払時期

委託料の支払は、月払とする。

受託者は当月分をその月末以降に請求し、市は請求日から30日以内に支払うものとする。

7 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式

収支計画書が見積上限額を超えないものについて、提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングに対して評価を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準Ⅰ【一次審査用】」（別紙）に基づいて評価、採点して、出席委員の半数以上から650点以上の採点合計を獲得した事業者を二次審査の対象者として選定する。ただし、選定事業者が3者を超える場合には、1位と順位付けした委員数が多い事業者を上位とし、上位3位までの事業者を対象者として選定し、3位が同数となった場合は、複数通過も可とする。なお、1位と順位付けした委員数で選定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として選定する。2位と順位付けした委員数でも選定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として選定する。いずれの方法でも選定できない場合は、委員会による合議又は多数決により選定する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーシ

ョンを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準2【二次審査用】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、次の(ア)から(エ)の全ての条件を満たす事業者の内、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定する。

(ア) 出席委員の半数以上から採点合計が650点以上

(イ) 出席委員の採点のうち、最上位と最下位の採点を除いた採点合計の平均が650点以上

(ウ) 評価項目3『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び8『職員体制について』

の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていない

(エ) その他の評価項目(1・2・4～7・9)の各審査基準において、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない

イ 応募事業者の会計状況について専門的な見地から審査するため、選定等委員会の委員のうち「会計に関し専門的知識又は経験を有する者(1人)」が、応募事業者から提出される「収支計画書」、「事業者の前年度の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類」及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容について、「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準3【二次審査用(会計項目)】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、次の(ア)・(イ)両方の条件を満たす事業者を選定する。

(ア) 採点合計が60点以上

(イ) 各審査基準において、「劣っている」の評価を2つ以上受けていない

ウ 選定等委員会は、ア及びイにおいていずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定する。

アにおいて最上位の事業者が2者以上あるときは(同点の場合)、イの二次

ョンを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準2【二次審査用】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、次の(ア)から(エ)の全ての条件を満たす事業者の内、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定する。

(ア) 出席委員の半数以上から採点合計が650点以上

(イ) 出席委員の採点のうち、最上位と最下位の採点を除いた採点合計の平均が650点以上

(ウ) 評価項目3『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び8『職員体制について』

の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていない

(エ) その他の評価項目(1・2・4～7・9)の各審査基準において、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない

イ 応募事業者の会計状況について専門的な見地から審査するため、選定等委員会の委員のうち「会計に関し専門的知識又は経験を有する者(1人)」が、応募事業者から提出される「収支計画書」、「事業者の直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類」及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容について、「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準3【二次審査用(会計項目)】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、次の(ア)・(イ)両方の条件を満たす事業者を選定する。

(ア) 採点合計が60点以上

(イ) 各審査基準において、「劣っている」の評価を2つ以上受けていない

ウ 選定等委員会は、ア及びイにおいていずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定する。

アにおいて最上位の事業者が2者以上あるときは(同点の場合)、イの二次

審査（会計項目）における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該事業者の内、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）において、出席した委員が2位と順位付けした委員数が最も多い事業者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。更になお同点の場合は、後日、本市が指定する日において実施する当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

(4) 選定事業者の決定

選定等委員会の審査・評価の結果を踏まえて、選定事業者を市長が決定する。

(5) 募集業務ごとの応募者が1者の場合の取扱い

募集業務ごとの応募者が1者のみの場合も、一次審査及び二次審査を実施の上、適否を判断する。

8 審査における着眼点

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- (1) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、市民へのサービスの向上、児童の豊かな放課後活動に資すると認められること。
- (2) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、業務委託仕様書の内容を的確に反映していると認められること。
- (3) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、児童の安全が十分確保されており、緊急時の対策も万全と認められること。
- (4) 受託業務の遂行に係る「収支計画書」の内容が、効率的な支出で、充実した事業運営が実施できると認められること。
- (5) 運営体制や指導員の配置が安定的であり、円滑かつ確実に業務を遂行できると認められること。

審査（会計項目）における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該事業者の内、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）において、出席した委員が2位と順位付けした委員数が最も多い事業者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。更になお同点の場合は、後日、本市が指定する日において実施する当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

(4) 選定事業者の決定

選定等委員会の審査・評価の結果を踏まえて、選定事業者を市長が決定する。

(5) 募集業務ごとの応募者が1者の場合の取扱い

募集業務ごとの応募者が1者のみの場合も、一次審査及び二次審査を実施の上、適否を判断する。

8 審査における着眼点

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- (1) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、市民へのサービスの向上、児童の豊かな放課後活動に資すると認められること。
- (2) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、業務委託仕様書の内容を的確に反映していると認められること。
- (3) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、児童の安全が十分確保されており、緊急時の対策も万全と認められること。
- (4) 受託業務の遂行に係る「収支計画書」の内容が、効率的な支出で、充実した事業運営が実施できると認められること。
- (5) 運営体制や指導員の配置が安定的であり、円滑かつ確実に業務を遂行できると認められること。

(6) 事業者の経営能力が優れており、事業実績が豊富で、財政的にも良好であり、業務を安定して遂行できると認められること。

(6) 事業者の経営能力が優れており、事業実績が豊富で、財政的にも良好であり、業務を安定して遂行できると認められること。

9 応募に必要な提出書類

9 応募に必要な提出書類

- (1) 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第1号
- (2) 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第2号
- (3) 事業実施計画書・評価項目対応表・・・・・・・・・・・・・・ 様式第3号
- (4) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第4号の

- (1) 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第1号
- (2) 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第2号
- (3) 事業実施計画書・評価項目対応表・・・・・・・・・・・・・・ 様式第3号
- (4) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第4号の1

1、2、3

及び2

※本要領の「6 委託料（見積上限額）」により、応募する業務の上限額に応じて作成のこと。

※本要領の「6 委託料（見積上限額）」により、応募する業務の上限額に応じて作成のこと。

- (5) 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類（最新のもの）
- (6) 事業者の直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類
- (7) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類（最新のもの）
- (8) 事業者の事業運営実績（事業所名、所在地、事業期間、事業内容、等）を一覧にした書類

- (5) 事業者の定款、寄附行為、その他これらに相当する書類（最新のもの）
- (6) 事業者の直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類
- (7) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類（最新のもの）
- (8) 事業者の事業運営実績（事業所名、所在地、事業期間、事業内容、等）を一覧にした書類

(9) （あれば）具体的な年間を通じての保育等の計画及び1日の保育内容が分かる書類

(9) （あれば）具体的な年間を通じての保育等の計画及び1日の保育内容が分かる書類

(10) （あれば）安全対策としての安全マニュアル（運営実績を有している他事業のものでも可）

(10) （あれば）安全対策としての安全マニュアル（運営実績を有している他事業のものでも可）

(11) 質問票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第5号

(11) 質問票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第5号

(12) 共同事業体として申し込む事業者にあっては、協定書など共同事業体と分かる書類

(12) 共同事業体として申し込む事業者にあっては、協定書など共同事業体と分かる書類

※様式第1号～第6号については、別紙等の他の様式は認めない。

※様式第1号～第6号については、別紙等の他の様式は認めない。

※(5)と(6)の各正本については、代表者名で原本証明を行うこと。

※(5)と(6)の各正本については、代表者名で原本証明を行うこと。

※質問票（様式第5号）は、質問のある場合のみ、令和5年5月17日（水）まで

※質問票（様式第5号）は、質問のある場合のみ、令和6年5月15日（水）まで

に電子メールにて提出のこと。宛先は「19 問合せ先」のとおり

10 提出に当たっての留意点

(1) 提出書類は次の要領で作成すること。

ア A4縦型リングファイル(2穴)に左綴じとする。

イ ファイルの表紙及び背表紙に「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務応募申込書類」「法人名」「正本又は副本(表紙のみ)」を記載する。

ウ 各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に9(1)～(12)の該当書類番号を記したインデックスを付ける。

エ 提出部数は、12部(正本1部、副本11部)とする。ア～ウの要領でそれぞれ製本し、リングファイル12冊の状態にして提出する。

オ 副本は、正本(原本証明部分を含む)の写しとする。

カ (2)、(3)及び(4)については、データでも提出することとし、電子メールでのみ受け付ける。(件名は「【事業者名】提出書類」とすること。)

宛先は「19 問合せ先」のとおり。

(2) 複数の業務に応募する場合は、応募する業務ごとに書類を提出する。

(3) 必要書類が不備の場合は、申込みを受け付けない。

(4) 事業実施計画書、事業実施計画書・評価項目対応表、収支計画書及び質問票を除き、電子メールやファクシミリ、磁気媒体による提出はできない。

(5) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出書類は返却しない。

(7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。

(8) 提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。

(9) 申込受付後に申込みを辞退する場合は、速やかに辞退届(様式は任意)を提出

に電子メールにて提出のこと。宛先は「19 問合せ先」のとおり

10 提出に当たっての留意点

(1) 提出書類は次の要領で作成すること。

ア A4縦型リングファイル(2穴)に左綴じとする。

イ ファイルの表紙及び背表紙に「吹田市立●●留守家庭児童育成室運営業務応募申込書類」「法人名」「正本又は副本」を記載する。

ウ 各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に様式1号参加表明書に記載の(1)～(10)の該当書類番号と書類名称を記したインデックスを付ける。

エ 提出部数は、10部(正本1部、副本9部)とする。ア～ウの要領でそれぞれ製本し、リングファイル10冊の状態にして提出する。

オ 副本は、正本(原本証明部分を含む)の写しとする。

カ 事業実施計画書、事業実施計画書・評価項目対応表及び収支計画書については、Wordファイルデータでも提出することとし、電子メールでのみ受け付ける。(件名は「【事業者名】提出書類」とすること。)

宛先は「19 問合せ先」のとおり。

(2) 複数の業務に応募する場合は、応募する業務ごとに書類を提出する。

(3) 必要書類が不備の場合は、申込みを受け付けない。

(4) 事業実施計画書、事業実施計画書・評価項目対応表、収支計画書及び質問票を除き、電子メールやファクシミリ、磁気媒体による提出はできない。

(5) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出書類は返却しない。

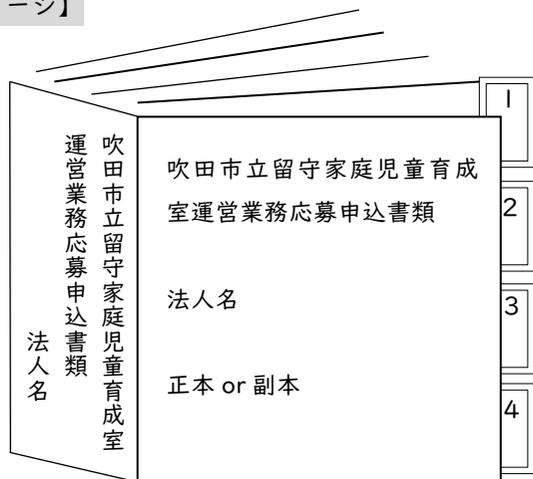
(7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。

(8) 提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。

(9) 申込受付後に申込みを辞退する場合は、速やかに辞退届(様式は任意)を提出

すること。

【製本イメージ】



1 1 応募期間等

(1) 募集要領等の公表・配布

公表：令和5年4月27日（木）から同年5月26日（金）まで

（※市ホームページ掲載による）

配布：令和5年4月27日（木）から同年5月26日（金）まで

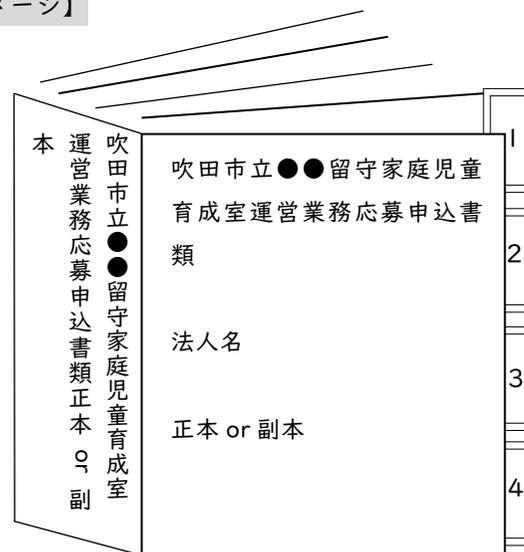
（吹田市役所放課後子ども育成室にて配布。ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで ※市ホームページからのダウンロード可）

※[トップページ→市政→市の組織・各課のご案内→地域教育部→放課後子ども育成室→留守家庭児童育成室の運営業務委託]

又は[トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポ

すること。

【製本イメージ】



1 1 応募期間等

(1) 募集要領等の公表・配布

公表：令和6年4月25日（木）から同年5月31日（金）まで

（※市ホームページ掲載による）

配布：令和6年4月25日（木）から同年5月31日（金）まで

（吹田市役所放課後子ども育成室にて配布。ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで ※市ホームページからのダウンロード可）

※[トップページ→市政→市の組織・各課のご案内→地域教育部→放課後子ども育成室→留守家庭児童育成室の運営業務委託]

又は[トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポ

ーザル案件情報]

(2) 申込書類提出期間、場所

令和5年5月17日(水)から同年5月26日(金)まで

吹田市役所放課後子ども育成室(低層棟3階311番窓口)へ持参
ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

(3) 質問票受付・回答

受付: 令和5年5月12日(金)まで

回答: 令和5年5月17日(水) 市ホームページにて公表

(4) 参加資格審査結果通知

令和5年6月2日(金)までに、全応募者へ書面を発送する。

1.2 一次審査(書類審査)

(1) 日時

令和5年6月24日(土)

※応募事業者の出席は不要。

(2) 審査結果通知

令和5年6月27日(火)までに、参加資格を有する全ての応募者へ書面を発送する。

1.3 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

(1) 日時及び場所

令和5年7月8日(土)

※時間及び場所は、一次審査通過事業者へ書面で個別に案内する。

※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。

(2) 審査時間

ア プレゼンテーション 12分程度

ーザル案件情報]

(2) 申込書類提出期間、場所

令和6年5月15日(水)から同年5月31日(金)まで

吹田市役所放課後子ども育成室(低層棟3階311番窓口)へ持参
ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

(3) 質問票受付・回答

受付: 令和6年5月10日(金)まで

回答: 令和6年5月15日(水) 市ホームページにて公表

(4) 参加資格審査結果通知

令和6年6月7日(金)までに、全応募者へ書面を発送する。

1.2 一次審査(書類審査)

(1) 日時

令和6年7月6日(土)

※応募事業者の出席は不要。

(2) 審査結果通知

令和6年7月10日(水)までに、参加資格を有する全ての応募者へ書面を発送する。

1.3 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

(1) 日時及び場所

令和6年7月20日(土)、21日(日)(※21日(日)は予備日)

※時間及び場所は、一次審査通過事業者へ書面で個別に案内する。

※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。

(2) 審査時間

ア プレゼンテーション 12分程度

イ ヒアリング 60分程度

※ 1 事業者が複数の業務に応募した場合は異なる。

(3) 説明者

応募事業者の代表者又は代理人合計 3 名以内

(4) その他

PC やプロジェクタ等、機器を使用する場合は事前に市へ相談すること。

1 4 選定結果の通知

(1) 全ての応募事業者に文書にて選定結果を通知する（令和 5 年 7 月 14 日（金）予定）。

(2) 選定事業者（最優秀提案者）以外の応募事業者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内（通知日が 14 日の場合、同年 7 月 26 日まで）に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができる。

1 5 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」、地域教育部放課後子ども育成室及び市民部市民総務室（行政資料閲覧コーナー）において、閲覧に供する方法により選定結果を次のとおり公表する。

(1) 選定事業者名（最優秀提案者名）並びに契約金額と評価点

(2) 全ての提案事業者の合計評価点

※ 選定事業者以外は記号（アルファベット）表示

(3) 評価項目・審査基準・配点

(4) 選定等委員会委員の役職名

(5) 選定等委員会の会議録の概要

1 6 欠格事項

イ ヒアリング 60分程度

※ 1 事業者が複数の業務に応募した場合は異なる。

(3) 説明者

応募事業者の代表者又は代理人合計 3 名以内

(4) その他

PC やプロジェクタ等、機器を使用する場合は事前に市へ相談すること。

1 4 選定結果の通知

(1) 全ての応募事業者に文書にて選定結果を通知する（令和 6 年 7 月 26 日（金）予定）。

(2) 選定事業者（最優秀提案者）以外の応募事業者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内（通知日が 14 日の場合、同年 8 月 2 日まで）に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができる。

1 5 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」、地域教育部放課後子ども育成室及び市民部市民総務室（行政資料閲覧コーナー）において、閲覧に供する方法により選定結果を次のとおり公表する。

(1) 選定事業者名（最優秀提案者名）並びに契約金額と評価点

(2) 全ての提案事業者の合計評価点

※ 選定事業者以外は記号（アルファベット）表示

(3) 評価項目・審査基準・配点

(4) 選定等委員会委員の役職名

(5) 選定等委員会の会議録の概要

1 6 欠格事項

応募事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、受託事業者の決定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

- (1) 選定等委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- (6) 指定した日時の二次審査に不参加の場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

17 保護者との打合せ

選定事業者は、運営方針の説明や、保育の打合せ、児童のアレルギーの把握等のため、市と合同で保護者に対して懇談会等を開催し、当該育成室で運営に必要な情報共有を図ること。また、内容に応じて全体懇談や個別懇談を行い、丁寧に進めること。

18 運営業務実施状況の評価及び契約更新

- (1) 委託2年目以降毎年、委託事業者の前年度の運営業務実施状況について、市が評価・検証を行う。
- (2) 委託事業者が契約期間満了後も引き続き委託契約を希望する場合は、契約最終年度に選定等委員会において、委託期間における委託事業者の運営業務実施状況を評価し、評価結果を基に当該事業者との契約更新を行う。

19 問合せ先

応募事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、受託事業者の決定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

- (1) 選定等委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- (6) 指定した日時の二次審査に不参加の場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

17 保護者との打合せ

選定事業者は、運営方針の説明や、保育の打合せ、児童のアレルギーの把握等のため、市と合同で保護者に対して懇談会等を開催し、当該育成室で運営に必要な情報共有を図ること。また、内容に応じて全体懇談や個別懇談を行い、丁寧に進めること。

18 運営業務実施状況の評価及び契約更新

- (1) 委託2年目以降毎年、委託事業者の前年度の運営業務実施状況について、市が評価・検証を行う。
- (2) 委託事業者が契約期間満了後も引き続き委託契約を希望する場合は、契約最終年度に選定等委員会において、委託期間における委託事業者の運営業務実施状況を評価し、評価結果を基に当該事業者との契約更新を行う。

19 問合せ先

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

住所 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号(311番窓口)

電話 06-6384-1599(直通) FAX 06-6380-6771

電子メール hokagokodomo@city.suita.osaka.jp

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

住所 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号(311番窓口)

電話 06-6384-1599(直通) FAX 06-6380-6771

電子メール hokagokodomo@city.suita.osaka.jp